

# 第1章 計画の趣旨

## 1. 計画策定の趣旨

少子高齢社会の急速な進行と人口減少の加速化、家族形態の多様化や地域社会の変容をはじめ、就業分野への女性の進出増加、「2007年問題」とも言われる団塊の世代の大量定年時代を迎えた今日、これらの社会・経済情勢の大きな変化に対応し、社会全体の活力を高めるためには、男性も女性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は最重要課題となっています。

このような中で、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「上山市男女共同参画計画」を策定し、市民・家庭・地域・企業等と行政が一体となって連携し、協働で取り組むことにより、「豊か」で「活力」があり「暮らしやすい」男女共同参画社会の実現をめざします。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国の「男女共同参画基本計画（第2次基本計画）」（平成17年12月閣議決定）および山形県の「男女共同参画計画〔改訂版〕」（平成18年3月策定）を踏まえた計画として位置づけるとともに、本市のまちづくりの指針である第6次上山市振興計画をはじめ、関連する諸計画との整合性を図り、策定しています。

## 3. 計画の期間

この計画の推進期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。ただし、男女共同参画をめぐる社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。